

「利用者の尊厳や権利を意識した島田療育センターの取り組み」

社会福祉法人 日本心身障害児協会

島田療育センター療育部 療育長 いわい 岩井 みち 理



2本の八重桜：開設時に植樹、島田療育センターのシンボルツリーです。



当センターのシンボルマーク「人」という字がモチーフです。

島田療育センターの紹介

島田療育センター(以下、当センターと略す。)は、東京都の南西部、新宿から約30km離れた多摩市に立地している。多摩市は、山や丘がとても多く緑豊かな街で、ジブリ映画の舞台にもなった。市民一人あたりの公園面積は全国でもトップクラスで、豊かな景観と四季の移り変わりを身近に感じられることが魅力の街である。また、多摩市の親善大使をサンリオキャラクターが務め、市内をサンリオラッピングのバスが走るなど「ハローキティにあえる街」としても脚光を浴びている。

当センター敷地内にも、山桜やブナなどの林が広がり、野鳥やタヌキが姿を見せる。敷地から続く隣接の公園には芝生が広がり四季の花々が咲き、利用者にとってはゆったりと自然に親しむことができる格好の散策コースである。

当センターは、わが国で最初の重症心身障害

児施設「島田療育園」として、1961年(昭和36年)5月に50床で開設した。開設当初は児童福祉法の裏付けもなく、小児科・整形外科・精神科の病院として発足、暗中模索の療育が続いていた。開設から5年が経過した1967年(昭和42年)に児童福祉法が一部改正され、ようやく正式に重症心身障害児施設として歩みだした。

52周年目を迎えた現在の役割としては、大きくわけて「入所サービス」と「地域支援」がある。前者は、医療法による「病院」であると同時に、児童福祉法の「医療型障害児入所施設」と障害者総合支援法の「療養介護」という枠組みの中で「児・者一貫した支援」を行っている。後者は、短期入所(緊急一時入所・医療緊急入所)・外来診療・訪問看護や訪問リハビリテーション・デイケアセンター、そして発達支援センターなどの役割を担っている。

現在、入所定床は233名。7歳～71歳(平均

41歳)の利用者が6つの病棟に分かれて生活している。「病棟」という名称は残っているが、ほとんどの利用者が一生涯を過ごす「暮らしの場」である。その暮らしが気持ちよく楽しく豊かな毎日になるよう、利用者主体を合言葉にして、必要な医療・看護・介護・リハビリテーションを保障しながら、利用者個々の生活づくりを丁寧に行っている。直接的なケア(広義)に携わる医師や看護師・介護福祉士・保育士・児童指導員・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・心理判定員などをはじめとして、約500名の職員がそれぞれの専門性を発揮しながら連携・協働し、個別性の高い支援に対応すべく日々努力を重ねている。

療育への思いと、人権に対する意識の変化

島田療育園の時代は、「福祉サービス」という考え方が産声を上げる遥か以前の時代である。しかし、すでに当時から「より良い療育を進めるには何をどうするべきか、そもそも療育とは何なのか。」と絶えず考え、悩み、療育を追求してきた。より良い療育を進めるためにまず取り組んだことは、利用者のどんな微細な行動でも様子観察し理解することであった。今日のように、重症心身障害児・者に関するアプローチが十分に確立されてはいなかった時代である。様



お散歩：お日様をいっぱい浴びて
～看護師と保育士が寄り添います。

子観察に重点が置かれていたが、情報や経験の乏しい中で、それは非常にきめの粗い、かつ断片的な観察にならざるを得なかった。乳幼児だった利用者のケアは、睡眠・食事・排泄などの基本的な生活習慣のしつけという形でスタートしていった。当時は、医師・看護婦・保母・児童指導員のチームワーク(連携・協働)も確立されておらず、すべてが手さぐり状態で業務内容が曖昧であることが課題だった。利用者の権利・尊厳を守るという視点はまだ先のことであったかもしれない。しかしながら、開設当時の苦悩は、多くの関係者や職員の「愛情」にしっかりと裏打ちされたものであったに違いない。

障害がどんなに重く、どんなかたちであろうとも生きていく姿そのものに意味があり、誕生から死に至るまでの全生涯を通して、より良い生き方を求める積極的な関わりのすべてが療育である。療育に向かう姿勢は、当センターの歩みと共に成熟に向かって成長し続けている。施設内療育に必要な空間(寝室・居室・食堂など)を確保し、リハビリテーション職員を中心に残存機能の維持を図った。日常生活をより快適なものにし、学齢時の全員就学を保障し、利用者の状態変化に即応できる医療設備と機器の設置など、物心両面から療育の整備が進んでいった。

療育の実践で目指していることは、多面的・個別的な支援によって潜在しているであろう能力が引き出され、持てる力を発揮してその人らしく輝きながら生きていただくことである。つまりは、一人の価値のある存在・平等に社会の一員であることが守られ、利用者の生命・生活・人生が豊かになることである。時代の流れと共に、生活の質の視点やノーマライゼーションの機運が高まり、権利擁護などが重要なキーワードになり、プライバシー保護がクローズアップされてくると、個々の様々なNeeds & Wantsに呼応するケアの姿勢が育っていった。「しつけや保育・指導」を「援助」という療育観に高め、さらにはライフステージに沿った「支援」へと進めてきた歴史が、今確かな足跡となっている。

当センターの理念は、「利用者のニーズに応

え、質の高い療育をめざす。」である。この理念を実現すべく、療育の指針およびこころえを以下のように定め明示している。

療育の指針

1. 個性を尊重し、充実した生活を送ることができるように努めます。
2. 人間としての尊厳を重視した質の高い医療・看護・生活支援を行います。
3. 年齢や個性のニーズに応じたサービスを通して、生活の質の向上に努めます。
4. ご家族・保護者の方々とよく話し合っ、相互理解に基づいたサービスを提供します。
5. 地域社会に開かれたセンターをめざします。

療育のこころえ

○利用者様に対する対応

- 1) 身体的・精神的罰は、いかなる場合においても一切行ってはならない。
- 2) 利用者様の尊厳に敬意を示し、年齢・人生・個性に応じた接し方をし、障害・病気・症状をからかいや冗談にしない。
- 3) 身体拘束・行動の抑制はしてはならない。利用者様の安全上、やむを得ない場合は十分に検討の上、必要な手続きを経て実施する。さらに定期的見直しを行い、抑制を必要としない方法の検討を積極的に行う。
- 4) 利用者様の訴えや要求・やりたい意思やできることを尊重する。
- 5) 利用者様のプライバシーを尊重する。
- 6) 利用者様の安全をはかり、事故が起きた場合は速やかに対応する。
- 7) 利用者様への対応は個人の判断によらず、会議での十分な検討と関わる人の合意のもとで行う。

○ご家族・保護者等に対する対応

- 1) ご家族・保護者等に対しては、丁寧

で思いやりのある態度で接する。

- 2) 利用者様に対して最善のサービスを提供するために、療育情報を伝え、十分に話し合う。

○職員同士で

- 1) 職員は利用者様に対して最善のサービスを提供するために、お互いの役割と専門性を尊重し、理解し、協力し合う。
- 2) 判断に迷ったときは、上司(リーダー)に報告し、十分に相談する。上司(リーダー)は適切に対処する。
- 3) 職員同士の会話や挨拶は、まわりの人たちに不快な印象を与えないようにする。

○職員以外(ボランティア・実習生・見学者等)に対して

- 1) ボランティア・実習生・見学者等、職員以外の方に対しては利用者様のプライバシーに配慮しながら、丁寧にわかりやすく接する。
- 2) ボランティアや実習生に対しては、目的に沿った指導を行う。

療育の指針・療育のこころえを実現するために施設で実施していること

以上の理念・指針・こころえは、当センター全職員共通の目標であり、常に意識的に取り組むべき内容である。福祉サービスとして実践する内容は多岐にわたり、かつ個別性への配慮が求められる。ケアの根本理念には、心身に重い障害を合わせ持つ利用者一人ひとりの自己選択・自己決定をめざす支援をきめ細やかにを行い、心身ともに安全安楽で地域社会の一員としての存在を尊重する姿勢が必要である。共通の目標に加えて、多職種がそれぞれの職業倫理に照らし合わせながら、自分自身の業務目標や課題を認識し、常に自己を振り返ることも忘れてはならない。当センターでは、毎年4月に新採用および中途採用職員の全体研修として、関係法律やサービスマナー、医療・看護・介護・生活支

援・リハビリテーションなどの領域および近接領域も網羅した内容で実施している。また、これらの基礎教育をベースに、採用経験年数に応じた研修や管理者研修・職種別研修などを設定し、日々の療育の報告や情報共有の機会として療育集談会(多職種による研究発表会)を開催し、当センターのサービスの質の向上に努めている。

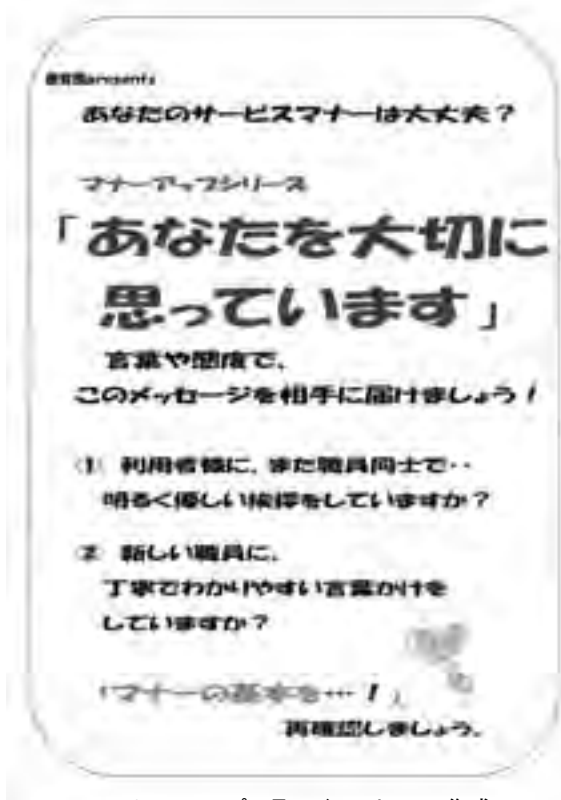
直接的なケアの場面では、職員優位の言動を慎み、利用者のペースや思いに寄り添う姿勢を育てる一助として生活支援基準やマナーのいろは(接遇ハンドブック)を作成している。さらに、看護・介護職のケアの目的をひとつにするために「KOMI理論」を導入している。KOMI理論は、ナイチンゲール看護論を基盤とした現代看護・介護理論として提唱された理論である(下図参照)。その実践のためのツール「KOMI記

録システム」を活用し、ひとりの利用者を見つけるケアの視点を同一に整え、それぞれの職種が専門性を発揮しながら、利用者の生命・生活・人生がその人らしく輝き続けるため、職種間の連携・協働に役立っている。

終わりに

福祉関連の法整備がひと段落した今、福祉現場に求められるのは利用者の尊厳や権利を意識した温かなサービス提供である。利用者やご家族が望まれる姿に必要な支援を組み立てること、また将来の福祉が求めるであろうことを敏感に受け止めながら、高齢化・重症化していく利用者にとって最適であり良質のケアサービスを今後も大切にしていきたい。

〔サービスマナー向上ポスター〕



マナーアップの取り組みとして作成したポスターのひとつ

〔KOMI理論〕

